

【会議録】

会議名	第1回港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和6年12月18日（水）午前10時00分から正午
開催場所	港区役所9階 915会議室
委員員	出席者 5名 稗田委員長、佐藤（博）副委員長、佐藤（淳）委員、金子委員、坂本委員
事務局	防災危機管理室 危機管理・生活安全担当課長 堀、 防災課生活安全推進担当係長 竹内、生活安全推進担当 細野
会議次第	1 開会 2 委員長の互選について 3 選考委員会選考スケジュール（案）について 4 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項（案）について 5 仕様書（案）について 6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準（案）について 7 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（案）について 8 閉会
配付資料	資料1 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料4 募集要項（案） 4 【参考資料】港区客引き行為等の防止に関する条例の概要について 4-2 【様式1】質問書（案） 4-3 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書兼地域貢献活動申請書（案） 4-4 【様式3】共同事業体構成書（案） 4-5 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状（案） 4-6 【様式3-3】委任状（案） 4-7 【様式4】事業者概要（案） 4-8 【様式5】事業者業務実績（案） 4-9 【様式6】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託における各地区予定警備員指導教育責任者（同資格保有者）の経歴（案） 4-10 【様式7】企画提案書①業務に対する理解度・取組姿勢について（案） 4-11 【様式8】企画提案書②人材の確保及び教育について（案） 4-12 【様式9】企画提案書③実施体制等について（案） 4-13 【様式10】企画提案書④客引き行為者等に対する効果的な指導方法について（案） 4-14 【様式11】企画提案書⑤港区の地域特性を踏まえた改善手法について（案） 4-15 【様式12】企画提案書⑥事業の充実に向けた追加提案について（案） 4-16 【様式13】プロポーザル参加辞退届（案）

	資料5－1 仕様書（案） 資料5－2 仕様書（案）抜粋 資料6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準（案） 資料7－1 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（一次審査） （案） 資料7－2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（二次審査） （案）
--	--

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	<p>1 開会 　　(事務局より開会の挨拶) 　　(委嘱状は席上配布にて交付) 　　(事務局より配布資料の説明) 　　(各委員より自己紹介)</p> <p>2 委員長の互選について 　　(事務局より資料1について説明) 　　資料1の第5条に則り、委員長は委員の互選で副委員長は委員長の指名で選出します。</p> <p>A委員 　　委員長に稗田委員を推薦します。 　　(委員一同、異議なし)</p> <p>委員長 　　副委員長は佐藤（博）委員にお願いします。</p> <p>3 選考委員会選考スケジュール（案）について 　　(事務局より資料3について説明)</p> <p>4 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項（案）について 　　5 仕様書（案）について 　　6 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準（案）について 　　7 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（案）について 　　(議題4から議題7は一括審議) 　　(事務局から資料4から資料7について説明) 　　質問意見等お願いします。</p> <p>B委員 　　募集要項に路上喫煙対策が含まれていますが、どのような位置付けですか。 　　路上喫煙対策は色合いがやや異なり、採点の評価項目にも全く出ていません。どの程度のウェイトで考えていますか。</p> <p>事務局 　　資料5－1に一部記載があります。ウェイトは高くなく、本業務に支障がない範囲の対応を考えています。</p> <p>C委員 　　採点はどの程度重視すれば良いですか。</p> <p>事務局 　　採点基準はあくまで本業務に支障のない範囲を考えています。項目として採点基準表「4 実施体制等について」（3）で若干採点基準表に入れています。</p>
-------	--

A委員	す。 資料4の2（4）について、予算の裏付けは12月24日で六本木の時間がずれることにより恐らく数字が変わると思います。この数字は、今は入っていても、六本木の時間は変化するという理解で、実際はこれで確定ではなく若干変わる可能性がありますか。
事務局	現在の仕様書の金額は、あくまで六本木の深夜帯の時間短縮前の金額です。 審議の結果、予算規模の金額が変更した場合は変更します。
A委員	目的は過料を取ることではなく、客引きゼロではあるものの、今までに過料に至った実績はありますか。
事務局	過料の実績は令和元年に2件あります。以降は過料までに至らない状況です。
A委員	感覚は良くなっていますか。指導が緩くなっていますか。
事務局	客引き指導は緩めていません。過料に至るまでは条例で接近要件を設けています。現在は酷い客引き行為等はなくなりつつも、口頭指導で収まっていると認識しています。ただ基準のハドールが若干緩みつつ口頭指導で収まっている部分もあるため、今後改めて指導書を作成し指導勧告命令の対応強化を考えています。
B委員	委託事業者に先進的なシステムとしてボディカメラ等を装備させるなどがあると思いますが、そのような新しい取組みの評価項目が審査基準にありますか。
事務局	採点基準表7（1）に項目を設けています。
B委員	A委員の発言通り、過料と繋がると思います。当然過料を取るには採証が必要になります。先進的なシステムを取り入れていることは評価が高くなります が、採点箇所は追加提案で良いですか。
事務局	はい。
C委員	「新たな提案」は「現在実施していないこと」の意味ではなく「先進的な取組み」の意味ですか。
事務局	「新たな提案」も視点にありますが、その認識で問題ありません。
D委員	事業者が要綱を見ると伝わらない部分があります。意味が伝わるように、仕様書の記載を具体的にした方が良いです。
事務局	事業者に対して理解しやすい文言に変更します。検討委員会で具体的な文言や意見があれば取り入れて改善します。例えば資料6の3ページ「事業の充実に向けた追加提案について」は、現在の文章では若干分かりづらいため、例えば「これまでの区の取り組みをさらに推進し、事業の目的を達成するため、先進的な提案、新技術等を用いた提案や新たな提案がなされているか。」など、意味が伝わるように詳細な文に修正することでよろしいでしょうか。 (委員一同、異議なし)
B委員	最終的な目的は客引き行為者等の排除ですが、そのために一番効果的な方法は違反者への措置であり、同時に、目的意識を持って警備業に臨んでいるかが一番大切です。違反者への措置という明確なビジョンを持って業務に取り組んでもらうため、もう少し明確に事業者に提示し、それに従ってどのような体制を持っているのかを事業の充実に向けた地域提案に上手くはめ込んでもらわなければなりません。条例に基づき強い姿勢を持って業務に取り組み、望むビジョンを事業者が実施すれば区の目的とも適うかと思います。

委員長	「条例に従った強い指導できるように」の目的を絡めて、採点基準、評価項目の記載をするのが望ましい意見です。
事務局	B委員の発言通り、目的をしっかりと達成や履行できるかどうかについて、審査項目に入れるべきです。事務局でも反映できるよう採点基準表を考えました。そのため、資料7-1「2 業務に対する理解度・取組姿勢について」「(1) 業務に対する理解度・取組姿勢について」と資料7-2「1 業務の理解度・取組意欲」の一次・二次それぞれの配点係数を若干検討する必要があります。よって、上記の項目について評価係数を若干上げることも案としてあります。
B委員	募集要綱で若干「そこが本来の目的であること」とし、周知をすることが良いと思います。例えば、証拠化するために、ボディカメラを携帯させるという提案も当然出てくると思いますが、最初の段階でまず目的が曖昧になると、事業目的も曖昧になるので、我々の事業目的を募集時に明確に業者に周知するとプロポーザルが上手くいくと思います。
委員長	B委員から「業者に目的が伝わるよう」とありますが、具体的には、募集要項にその旨が伝わるように、若干強調した記述を入れた方が良いかの趣旨ですか。
B委員	はい。
事務局	資料4の募集要項1に目的がありますが、ここをもう少し膨らませ下線太字を敷いてアピールも出来ます。
B委員	最終的には「客引き客待ちゼロ」を目指すことを明確に周知した方が良いと思います。また、路上喫煙対策を含むと、目的がぼやけてしまう気がします。
委員長	B委員の発言の目的は、とにかく事業者に十分に理解してもらう表現にして欲しい点と路上喫煙を入れると全体の目的がぼやける点です。
B委員	募集要項を見ると路上喫煙はとても目立ちます。客引きより路上喫煙の方が多く書いてある印象です。
委員長	目立たないようにしますか。
B委員	あくまで路上喫煙対策は本業務の支障のない範囲という認識ですよね。
事務局	はい。
B委員	工夫してあくまでも「客引き客待ちの撲滅が手段」を、もう少しアピールできる書きぶりが良いと思います。
事務局	書きぶりを改めて作成します。修正後は委員長に再度確認をいたします。
委員長	事務局が文言を修正することでよろしいですか。
委員長	(委員一同、異議なし)
事務局	事務局は修正をお願いします。採点基準表7の文言について、新技術や先進的な取組みを追記するか否かについても最終的な判断は委員長に一任でよろしいですか。
委員長	(委員一同、異議なし)
委員長	修正をお願いします。
A委員	採点基準表7の1(1)が「※事務局採点」ですが(2)も事務局採点で良いと思います。
事務局	事務局採点で問題なければ事務局採点とします。

委員長	事務局採点でよろしいですか。 (委員一同、異議なし)
C委員	事務局採点の1（1）や8（1）は基準が記載されていますが、1（2）も作成できますか。機械的に事務局採点できた方が事務局の労力も負担軽減できるため、基準を作成しなくても機械的に採点できれば構わない趣旨です。理由を説明できるような採点方法を検討します。
事務局	資料6の2（1）「2者程度」について、2者の理由を教えてください。プレゼン方法と質疑の時間、採点基準も賛成です。
A委員	事業規模、金額、人員から多くの企業から提案が来ないと想定したためです。
事務局	客引き行為の「敷地内が対象にならない」について再度具体的に説明をお願いします。
E委員	条例では「道路、公園、広場、駅その他の公共の場所」を対象としており、敷地内は公共の場所と定義していないため分けている状況です。
事務局	敷地内も様々なものがあります。例えば「誰でも通ったり、入ることができますビルの下」、「駐車場」、「駐車場の敷地内でも、実際は路上に面している場所」などで客引き行為を始めた場合は対象になりますか。
E委員	基本的に私有地での行為は対象に含まれません。ただ公開空地などで行為をした場合は違反行為になります。
事務局	条例でも法律上でも曖昧な点があるため、実際委託業者にどのような意識と理解でおこなうのか明確にした方が良いです。
E委員	実際に業務委託をする際は条例に基づき「公共の場所」とありますが、定義が区と事業者で異なるとトラブルになります。統一的な指導ができなくなるため、改めて事務局で線引きして事業者と共有できるように契約締結を進めた後、打ち合わせと共有を図ります。
事務局	具体例もあれば良いと思います。
E委員	誰でも入れるビルの下や駐車場は対象になりますか。
事務局	資料4の参考資料に「区内の道路、公園、児童遊園、広場、公開空地、日常一般的に開放されて歩行者が自由に通行しましたは利用することができる敷地とその他公共のために使われる場所（屋外に限る）」として区は定義しています。例えば公開空地はロアビル前などを考えてています。
E委員	不透明です。ビルに誰でも入れるけれども、そのビルに目的のある人しか恐らく入れない様子なら取れると思います。実務的に私有地で例えば店の敷地内からの声かけは現在注意していません。具体的な文言を伴っていても場所的に要件を満たしてないため、注意をしていません。宣伝と勧誘に関しては、例えば一步公道上に出て「居酒屋〇〇です」は具体的な勧誘の文言に至りません。「今だったら席用意できます。僕の顔ですぐに入りますよ」等の具体性が取れれば勧誘になるため口頭指導、書面指導で動きます。条例で手厚いのが接近要件です。近づくことに故意性を生み出すことになるため、難易度が高い状況です。そのため客引き行為は接近要件があるため、現在は客待ち行為として口頭指導や書面指導をしています。向こうから寄ってきて客に対し具体性の文言があれば接近しなくとも客を待ったことで、客待ち行為になります。かなり練って作られた条例のため、過料に辿り着くには相応のハ

委員長	ードルがあります。 質問意見等ありますか。 (委員一同、異議なし)
委員長	この場で決定できなかった文言の修正等の最終的な反映は、委員長一任でよろしいですか。 (委員一同、異議なし)
委員長	8 閉会 (事務局より事務連絡) (閉会の挨拶)